健康保険被扶養者（認定）届

◎記入の方法をよく読んで記入してください。

① 健康保険の記号	② 健康保険の番号	③ 被保険者の氏名	④ 生年月日	⑤ 性別	⑥ 異動の別	⑦資格取得年月日	⑧ 標準報酬月額
		(氏)　(名)	昭和・平成　年　月　日	男・女	認定	昭和・平成・令和　年　月　日	千円
被保険者の住民票住所	〒　－		備考				

※健保記入欄	⑨ 資格確認書発行要否	⑩被扶養者の氏名	⑪生年月日 ⑱個人番号（マイナンバー）	⑫性別	⑬続柄	⑭ 職業 年収	⑮ 認定の理由	⑯ 被扶養者となった日	⑰被扶養者の住所
認定・・	□発行が必要	(ﾌﾘｶﾞﾅ) (氏)　(名)	昭和・平成・令和　年　月　日 マイナンバー	男・女		1.無職 2.パート 3.年金受給者 4.小・中学生以下 5.高・大（　年生） 6.その他（　） 年収（　円）	1.出生 2.離職 3.収入減 4.同居 5.（　）	令和　年　月　日	同居・別居 住民票住所 〒 居所 〒
認定・・	□発行が必要	(ﾌﾘｶﾞﾅ) (氏)　(名)	昭和・平成・令和　年　月　日 マイナンバー	男・女		1.無職 2.パート 3.年金受給者 4.小・中学生以下 5.高・大（　年生） 6.その他（　） 年収（　円）	1.出生 2.離職 3.収入減 4.同居 5.（　）	令和　年　月　日	同居・別居 住民票住所 〒 居所 〒
認定・・	□発行が必要	(ﾌﾘｶﾞﾅ) (氏)　(名)	昭和・平成・令和　年　月　日 マイナンバー	男・女		1.無職 2.パート 3.年金受給者 4.小・中学生以下 5.高・大（　年生） 6.その他（　） 年収（　円）	1.出生 2.離職 3.収入減 4.同居 5.（　）	令和　年　月　日	同居・別居 住民票住所 〒 居所 〒
認定・・	□発行が必要	(ﾌﾘｶﾞﾅ) (氏)　(名)	昭和・平成・令和　年　月　日 マイナンバー	男・女		1.無職 2.パート 3.年金受給者 4.小・中学生以下 5.高・大（　年生） 6.その他（　） 年収（　円）	1.出生 2.離職 3.収入減 4.同居 5.（　）	令和　年　月　日	同居・別居 住民票住所 〒 居所 〒

上記の記入事項は事実に相違ありませんので届出します。　令和　年　月　日

被保険者　氏名

上記のとおり相違ないことを証明します。

事業所　所在地　〒　－
名称
事業主氏名
電話

受付印

記入の方法

1. ④及び⑪の生年月日は、該当する年号を〇で囲み、昭和51年6月7日の場合は、「51　06　07」のように記入してください。
2. ⑤及び⑫の性別は、該当する文字を〇で囲んでください。
3. ⑦の取得年月日は、該当する年号を〇で囲み、平成31年4月1日資格取得の場合は、「31　04　01」のように記入してください。
4. ⑧の標準報酬月額は、この届を提出するときの月額を記入してください。
5. ⑨資格確認書の発行が必要な場合は「□発行が必要」にチェックを入れて下さい。
6. ⑩の被扶養者の氏名には、必ずフリガナをふってください。
7. ⑬の続柄は、被保険者との続柄を「夫」・「妻」・「長女」・「父」・「祖父」・「祖母」・「妻の母」・「内縁の妻」のように記入してください。
8. ⑭は、該当する番号を〇で囲み、収入のある方は年収を記入してください。
9. ⑮の認定の理由は、該当する番号を〇で囲んでください。その他の場合は5.に理由を記入してください。
10. ⑰は被保険者と同居または別居のいずれかを〇で囲み、住民票の住所を必ず記入してください。住民票の住所以外に居所がある場合は、居所もあわせてご記入ください。
11. **⑱にマイナンバーを間違いのないように記入してください。**
12. 18歳未満の学生および幼児を実子として届け出る以外は、別紙の被扶養者認定資料を添付してください。
13. 認定資料以外にその方が被保険者によって生計を維持されていることを証明できる資料を添付してください。
（例……大学生・専門学生→学生証のコピー、給与所得のある方→給与明細書直近3カ月のコピー、事業所得のある方→税務署の受付印のある申告書及び決算書のコピー、年金所得のある方→年金支払通知書等、別居の場合→直近3カ月の送金・振込の証明書、内縁の夫婦→両者の戸籍謄本）
14. 被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫、弟妹、兄姉以外の方を届け出る場合は、被保険者と同一世帯に属していることを証明できる住民票（続柄が省略されていないもの）などを添付してください。
15. 配偶者（20歳以上60歳未満）の「国民年金第3号被保険者届」は直接日本年金機構に提出してください。

※そのほか、状況に応じて資料の提出をしていただく場合があります。

◎　被扶養者として届け出ることができる人は、国内に住所を有している人（国内に生活の基盤があると認められる人）で、次の親族で主として被保険者の収入で生計を維持している人です。

⑴　被保険者の配偶者（内縁を含む）、直系尊属、子、孫、弟妹、及び兄姉

⑵　被保険者の三親等内の親族、内縁の配偶者の父母及び子で「同一の世帯」に属する人。

「主として被保険者の収入で生計を維持する人」とは、恒常的な年間総収入が一定額以下（基準額は変更されますので、事業所の担当者、当組合にお尋ねください。）であって被保険者に生計の大半を依存している人であることが原則です。

※届出書に記入した内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容を記入のうえ、訂正者の氏名を記入してください。
なお、押印している場合は、上記の方法による訂正または押印による訂正のどちらかをしてください。